

立川市立立川第九中学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳及び人権を脅かすとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定により、学校いじめ防止基本方針を制定することが義務付けられており、本校の生徒一人一人が安定した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を制定する。

本校では主に次の3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取り組みを推進する。

- (1) 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- (2) 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- (3) 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

2 いじめの定義

この基本方針において、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、生徒といじめの関係は、いじめを「受ける」「行う」「はやしたてる」「傍観する」の4つの態様があり、いじめを「行う」「はやしたてる」のはもちろんのこと、いじめを「傍観する」ことも行ってはならない行為である。

3 いじめ防止のための主な取組

(1) いじめの未然防止

＜学校全体＞

- ①学校の教育活動全体を通じて、規律やマナーの意識を高める。
- ②学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育を充実させ、他者との関わりの中で自己理解をし、豊かな心や望ましい人間関係を築く力を育み、互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③いじめ解消暴力根絶旬間において、生徒が主体的にいじめ問題について考えて行動する。（例：各委員会の取り組みや、生徒会本部役員によるポスター作成などの取り組み）
- ④体験活動を重視した学校行事や生徒会活動を通して、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ⑤教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。
- ⑥「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。
- ⑦セーフティ教室や道徳授業地区公開講座、日々の授業などで、インターネット上の誹謗中傷やいじめを防止するための啓発活動や人権尊重教育を推進する。
- ⑦生活指導主任会の場合などを通じて、小学校との情報共有を密に行い、生徒理解の深化に努める。
- ⑧「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域及び行政など関係機関との連携の必要性を、学校便り、道徳授業地区公開講座などで伝え、理解と協力をお願いする。

<学級等>

- ① 「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気や学級全体で醸成する。
- ② 生徒一人一人が学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、生徒との人間関係を築く。
- ③ 生徒が学校・学級のルールを守ることができるよう、規範意識の醸成に努める。
- ④ 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育、人権教育の充実を図る。
- ⑥ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、人権感覚をもち、指導の在り方には最新の注意を払う。

(2)いじめの早期発見

- ① 6月・11月・2月にいじめに関するアンケート調査を実施し、そのアンケート結果を集計し、分析及び考察を生活指導部会で行う。学校全体として対応や取り組みを協議する。
- ② 「管理職・主幹教諭会議」「運営委員会」「生活指導部会」「学年会」で、日常的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。
- ③ 日頃から、小さな変化を見逃さない姿勢で生徒理解に努める。休み時間や放課後など、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。また、細かなことでも学年会や生活指導部会等で報告する。いじめ問題に対する指導の記録を適切に管理し、進級時にしっかりと引き継ぎを行う。
- ④ 教員によるいじめ・暴力早期発見チェックリストへの記入を通して、教職員全体で情報を共有し、生徒の細かな変化を見逃さないようにする。
- ⑤ 学級担任との二者面談(適宜)、スクールカウンセラーとの全員面談(1学年生徒)等を通して、日頃から相談体制の充実を図る。
- ⑥ 全教職員で、日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築などに努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気づいたことを共有する場を設ける。
- ⑦ 三者面談などの機会を活用して、保護者からも情報を収集して共有を図る。
- ⑧ 休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動し生徒一人一人の心の理解に努める。

(3)いじめの早期対応

「いじめ防止対策委員会」を設置する。(運営委員会が兼ね、必要に応じて担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーが加わる)

- ① いじめに関する相談、報告を受けた場合には、教職員が連携して速やかに事実の確認を行う。
いじめの情報を受けたときは、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ② 被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への指導・支援体制を組む。
 - (1) 被害生徒
 - ・ 事実関係の聴き取り、安全の確保とスクールカウンセラーなどを活用したケアを行う。登校についても支援を行う。
 - ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、速やかに保護者に伝える。
 - ・ 生徒によって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
 - ・ 安心して学習に取り組むことができるように、必要に応じて別室での学習などを提案する。
 - ・ 謝罪や事後の行動監察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(2) 加害生徒

- ・ 生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・ 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・ 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。
- ・ 組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・ 生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(3) 周囲の生徒

- ・ いじめを報告した生徒の安全を確保するための取り組みを徹底する。
- ・ 知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・ いじめをはやした生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

③ 保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する。

家庭訪問（加害生徒、被害生徒とも。また、学級担任・学年主任を中心に複数で対応する）などにより、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

P T Aと連携をして、地域の方々に協力を依頼したりするなどの具体的な取り組みを通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を生徒に与える。

(4) 重大事態への対処

※「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
または「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

- ① いじめの重大事態が発生した場合、速やかに立川市教育委員会に報告する。
- ② 立川市教育委員会の指導・支援の下、「いじめ防止対策委員会」により、事実関係を明確にするための調査や当該生徒、保護者などへの対応に当たる。
- ③ 被害生徒及び保護者の心のケアに努めるとともに、安全確保のために複数教員で見守るなどの支援を行う。また、その際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する。なお、登校が難しい場合には、オンライン授業、グリーンスペース（支援室）など適切な学習の場を設ける。
- ④ 加害生徒に対しては、必要に応じて個別の学習環境を整えるとともに、関係諸機関との連携を図る。また、スクールカウンセラーなどを活用し、加害生徒及び保護者の心のケアに努める。

組織的ないじめ対応の流れ

